

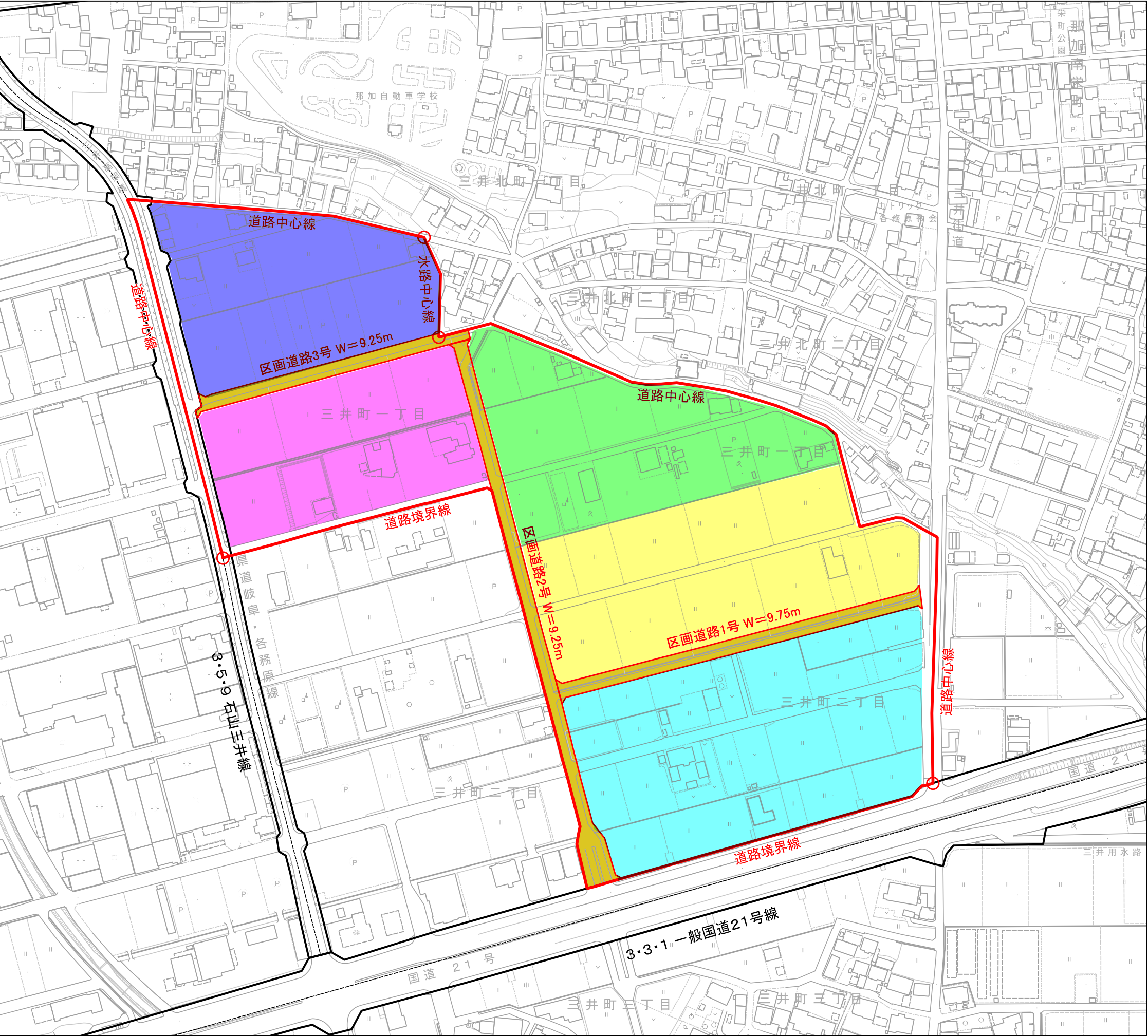
三井町地区土地利用計画方針

各務原市
都市建設部都市計画課

三井町地区地区計画における土地利用方針について

三井町地区地区計画書の「土地利用の方針」に記載のとおり、区域内での開発行為は三井町地区土地利用方針図に基づき土地利用を行うものとし、以下のとおりとする。

- 三井町地区地区計画内の開発事業を検討するにあたっては、原則 A～E の各区画全域を開発区域とするよう計画すること。
- ※ 現に建築物の敷地として使用されている土地については、開発区域の範囲外とすることができる。
- 開発事業を計画するにあたり、A～E の各区画の統合及び開発区域の設定は、都市計画課との協議によるものとする。



三井町地区 土地利用計画方針図

S=1:2,500



- 凡 例**
- : A区画 (約1.7ha)
 - : B区画 (約2.0ha)
 - : C区画 (約1.8ha)
 - : D区画 (約2.5ha)
 - : E区画 (約3.0ha)
 - : 地区計画区域
 - : 地区施設(区画道路)

